

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	指定の効力の停止又は戒告の処分（指定給水装置工事事業者）	
根拠条例等・条項	堺市指定給水装置工事事業者規程第4条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>(指定の効力の停止等)</p> <p>第4条 管理者は、法第25条の11第1項各号に該当する場合において、指定工事事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、別に定める基準により指定の取消しに代えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止し、又は戒告することができる。</p> <p>(堺市指定給水装置工事事業者規程)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	弁明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	